



平成23年10月の「社会保障審議会年金部会」で年金の支給開始年齢を引上げについて改正案の答申がありました。

支給開始年齢が話題になっています。

実は、その他にも「在職老齢厚生年金」についても改正案が答申されたと聞きました。

去年の1月号で「在職老齢厚生年金」をテーマにしました。

その内容と答申案のどこが変わるのでしょうか教えてください。



今回の「在職老齢厚生年金」の改正案答申は

- ・ 60歳以上の勤労者で厚生年金の被保険者であること。
- ・ 給料(月給+[賞与÷12ヵ月])が増えても年金停止額を減らさないこと。

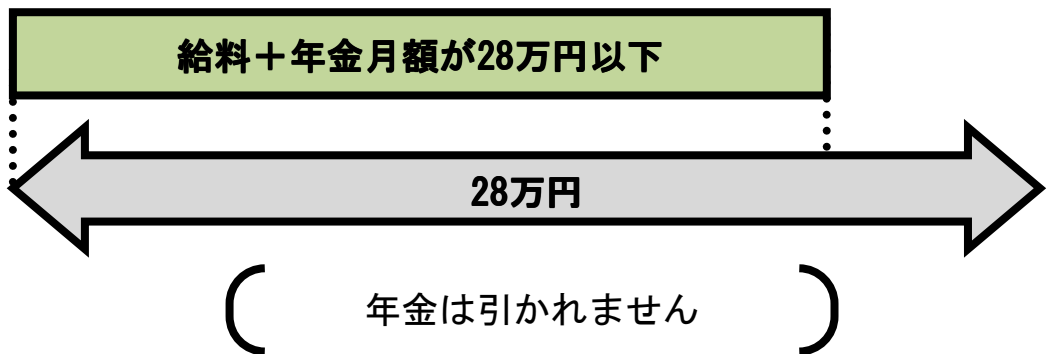
現在の「在職老齢厚生年金」は働けば、働くほど年金を貰えなくなるようになっています。

改正案では給料が増えても年金額を減らさない制度にします。

まず、去年の1月号でお知らせした現在の「在職老齢厚生年金」について復習しましょう。

●60歳～64歳の方

- ①給料(月給+[賞与÷12ヵ月]) + 年金月額が28万円以下の場合
年金額は減らない。下記の図のとおりです。



[例] 月給：14万円 賞与：36万円 年金月額：10万円

(14万円+[36万円÷12ヵ月]) + 10万円 = 27万円

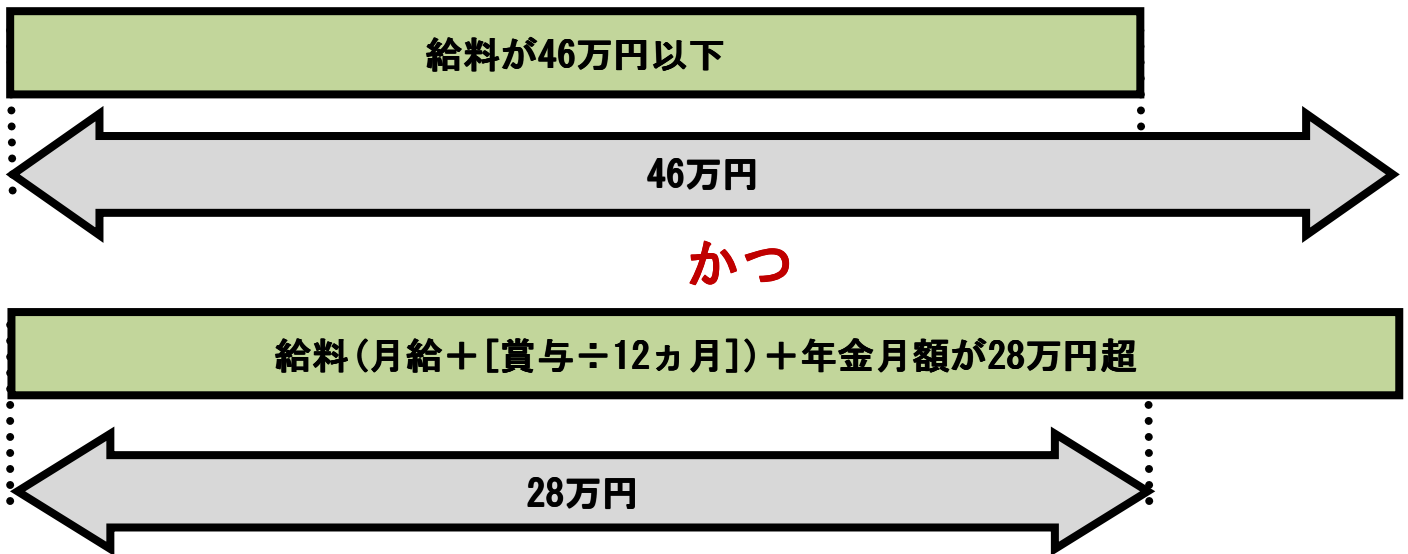


●60歳～64歳の方

②給料が46万円以下かつ

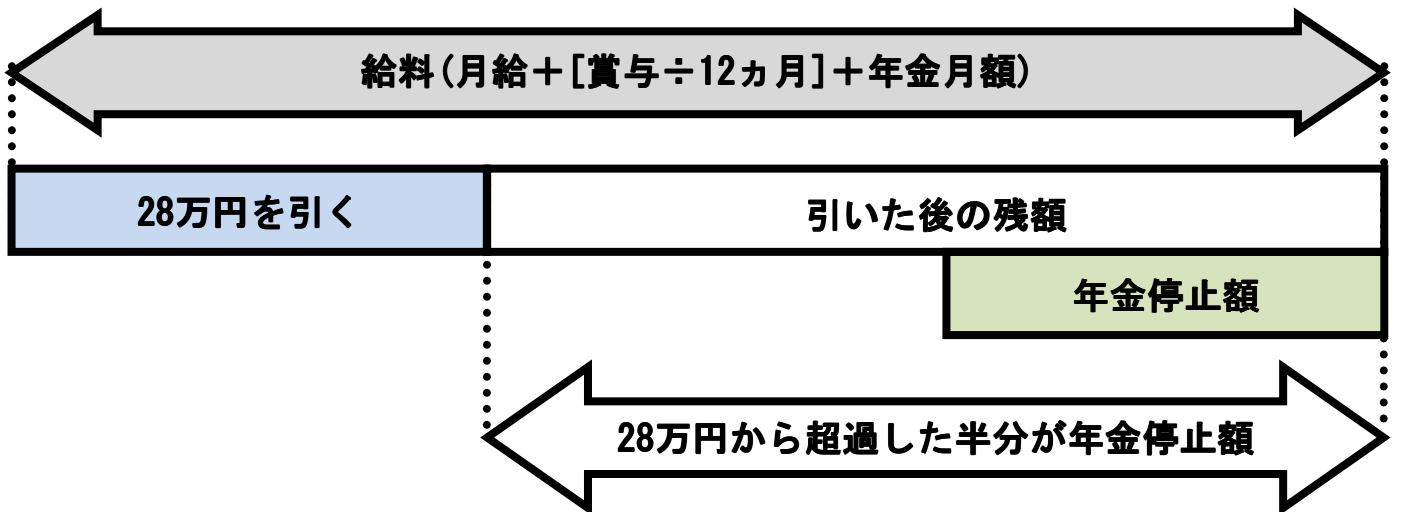
給料(月給+[賞与÷12ヵ月])+年金月額が28万円超の場合。
下図のとおりです。

※平成22年は47万円超でした。平成23年から46万円超になりました。



●年金停止額は以下の計算式。

$$\{ \text{給料(月給+[賞与÷12ヵ月])+年金月額} - 28\text{万円} \} \div 2 = \text{年金停止額}$$



[例] 月給：14万円 賞与：48万円 年金月額：20万円

(14万円+[48万円÷12ヵ月])+20万円-28万円) = 10万円 年金停止額 = 10万円 ÷ 2 = 5万円。

この5万円が年金月額から引かれます。貰える年金月額は20万円 - 5万円 = 15万円になります。



●60歳～64歳の方

③給料(月給+[賞与÷12ヵ月])が46万円超の場合。
下図のとおりです。

※平成22年は47万円超でした。平成23年から46万円超になりました。

給料(月給+[賞与÷12ヵ月])が46万円超

46万円

●年金停止額は以下の計算式。

$(46万円 + 年金月額 - 28万円) \div 2 \dots\dots A$ 給料(月給+[賞与÷12ヵ月]) - 46万円 $\dots\dots B$

年金停止額 = A + B

46万円 + 年金月額

28万円を引く

引いた後の残額

半分が年金停止額

年金停止額 A

給料(月給+[賞与÷12ヵ月])

46万円を引く

引いた後の残額

年金停止額 B

年金停止額 = 年金停止額 A + 年金停止額 B

[例] 月給：47万円 賞与：36万円 年金月額：28万円

$(46万円 + 28万円 - 28万円) = 46万円$ $46万円 \div 2 = 23万円 \dots\dots A$ 。

$(47万円 + [36万円 \div 12ヵ月]) - 46万円 = 4万円 \dots\dots B$ 。

年金停止額 = 23万円 + 4万円 = 27万円 年金月額28万円 - 27万円 = 1万円



改正案について教えてください。

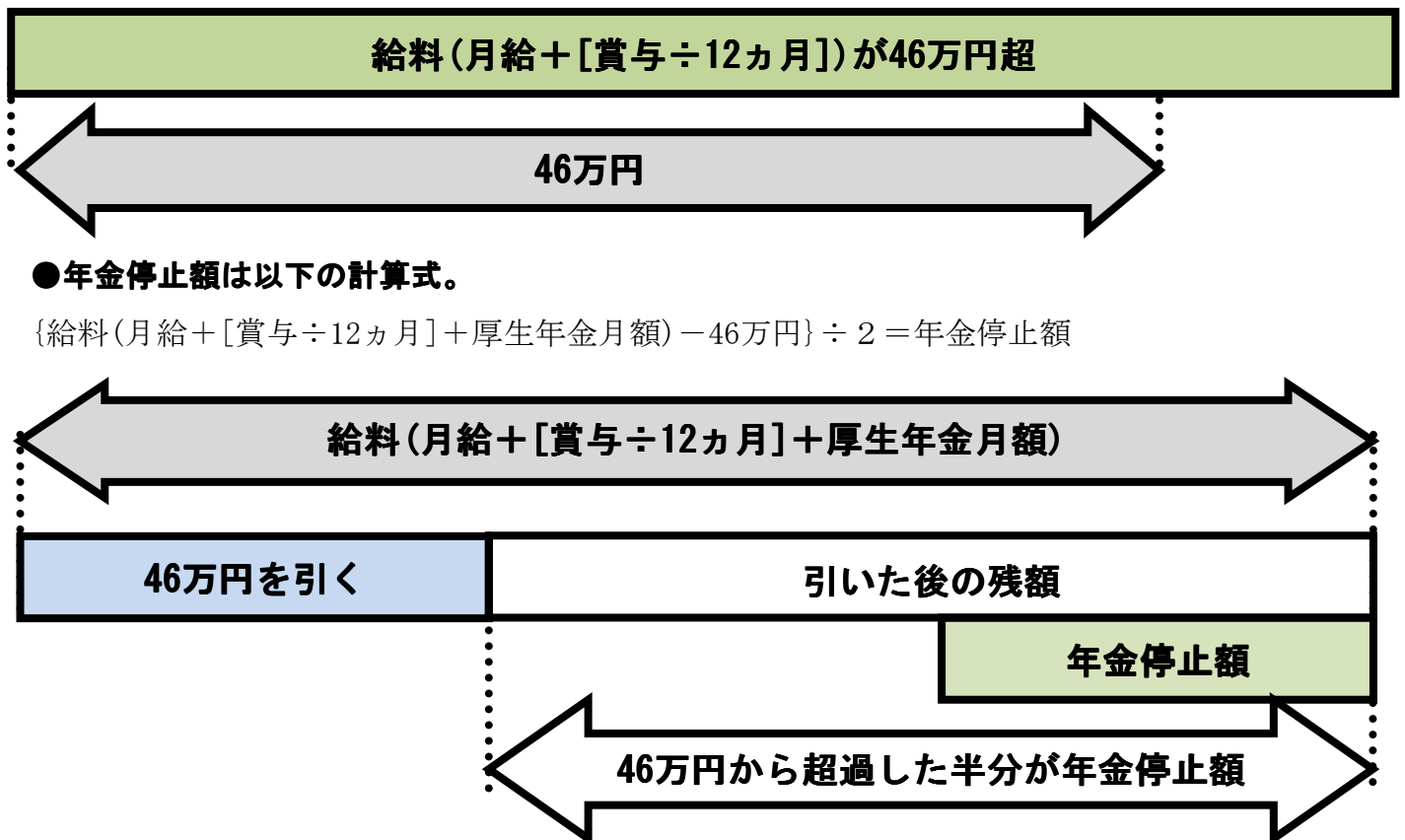


改正案は年齢に関係なく現在の「在職老齢厚生年金」の65歳以上の制度になるようです。

●現在の「65歳以上の在職老齢厚生年金」は

- ・老齢基礎年金は年金停止額の対象にはなりません。
- ・給料(月給+[賞与÷12ヵ月])+老齢厚生年金の合計額が46万円超の場合(46万円以下は年金停止額はありません)。

下図のとおりです。



[例] 月給：14万円 賞与：48万円 厚生年金月額：16万円

$(14\text{万円} + [48\text{万円} \div 12\text{ヵ月}] + 16\text{万円} - 46\text{万円}) = 0\text{万円}$ 年金停止額 = 0万円。